佐賀県告示第 353 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 28 年 7 月 1 日

	佐賀県知事	Щ Г	〕 祥 義
所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域の名称	土砂災害 の発生原 因とな現 の種類	土砂災害警戒区域 とび土砂災害特域の で大砂災では で大砂災では で大砂災ででは では では では では では では のと では のと では のと では のと では のと のと では のと のと のと のと のと のと のと のと のと のと
嬉野市 塩田 塩 場下 場下	本谷-1 (442 -015_1) 本谷-2 (442 -015_2) 本谷-3 (442 -015_3) 本谷-4 (442 -015_4) 本谷-5 (442 -015_5) 本谷-6 (442 -015_6) 本谷-7 (442 -015_7) 本谷-8 (442 -015_8) 本谷-9 (442 -015_9)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
	本谷川 1 (442 -045) 本谷川 2 (442 -046) 本谷川 3 (442 -047)	土石流	

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び杵藤土 木事務所に備え置いて縦覧に供する。)